

改正

平成29年4月1日告示第27号  
平成30年4月2日告示第50号  
平成30年9月27日告示第140号  
平成31年3月28日告示第40号  
令和2年3月18日告示第7号  
令和3年3月26日告示第53号  
令和3年8月31日告示第144号  
令和4年3月30日告示第38号  
令和5年3月31日告示第50号  
令和6年3月12日告示第25号

山武市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活を支援することにより地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、予算の範囲内で住居費及び引越し費用の一部を補助することに関し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに居住用物件を購入（婚姻日より前に購入したものにあっては、婚姻日から起算して1年以内を取得したものを含む。）、増改築（婚姻日より前に実施したものにあっては、婚姻日から起算して1年以内を実施したものを含む。）又は賃借する際に要した費用で、居住用物件の購入費、増改築費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当相当額を控除するものとする。
- (3) 引越し費用 引越し業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。

(補助対象世帯)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 補助金の交付を申請する日の属する年の前年分（申請日の属する月が4月若しくは5月又は1月、2月若しくは3月の場合にあつては、前々年分）の新婚世帯の夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、新婚世帯の夫婦の所得を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。
- (3) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- (4) 新婚世帯が市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

**第4条** 補助金の額は、住居費及び引越し費用の合計額を対象とし、婚姻日において次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当各号に定める額を1世帯当たりの上限とする。

- (1) 婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下の場合 60万円
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 30万円
- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項に規定する補助金の額は、申請年度の4月1日から3月末日までの住居費及び引越し費用の合計額とし、かつ、次条又は第5条の3の規定による交付申請時に支払が完了している額により算出した額とする。ただし、山武市三世代同居等支援補助金交付要綱（令和2年山武市告示第37号）、山武市市内産木材利用促進事業補助金交付要綱（平成20年山武市告示第79号）その他の公的制度による家賃補助等を受ける場合は、住居費を除いて算出した額とする。
- 4 前項に規定する住居費及び引越し費用は、費用の対象となる住居が市内にあり、補助金の交付申請時に夫婦の双方又は一方が当該住居の所在地に住民登録されている場合に限る。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする新婚世帯を代表する者（以下「申請者」という。）は、山武市結婚新生活支援補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、申請年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本
  - (2) 所得証明書
  - (3) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類の写し（第3条第2号に該当する場合）
  - (4) 居住用物件の売買契約書の写し（住居費における購入の場合）
  - (5) 居住用物件の増改築契約書の写し（住居費における増改築の場合）
  - (6) 居住用物件の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）
  - (7) 住宅手当支給証明書（別記第2号様式）（住居費における賃貸借の場合）
  - (8) 領収書等の写し
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、山武市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。  
（補助金の交付申請の特例）

**第5条の2** 第3条の規定を満たす新婚世帯のうち、申請年度の3月末日までに、住居費及び引越し費用が発生しない申請者については、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、公簿などにより確認をすることができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本
  - (2) 所得証明書
  - (3) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類の写し（第3条第2号に該当する場合）
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、山武市結婚新生活支援補助金申請受理証明書（別記第3号様式の2。以下「受理証明書」という。）により申請者に通知するものとする。  
（補助金の追加交付申請）

**第5条の3** 第5条第2項及び前条第2項による通知を受けた者で、当該申請年度において交付された補助金の合計額（以下「申請年度交付額」という。）が、第4条第1項による上限額に満たないものは、申請年度の翌年度に限り、山武市結婚新生活支援補助金追加交付申請書（別記第1号様式の2。以下「追加交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出することで、補助上限額から申請年度交付額を控除した額を上限額として請求することができる。この場合において、第4条第3項中「申請年度」とあるのは、「申請年度の翌年度」と読みかえるものとする。

- (1) 交付決定通知書又は受理証明書の写し
- (2) 居住用物件の売買契約書の写し（住居費における購入の場合）

- (3) 居住用物件の増改築契約書の写し（住居費における増改築の場合）
- (4) 居住用物件の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (5) 住宅手当支給証明書（別記第2号様式）（住居費における賃貸借の場合）
- (6) 領収書等の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による追加交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び確定通知）

**第6条** 市長は、第5条第2項及び前条第2項の交付決定を行ったときは、申請書又は追加交付申請書をもって規則第13条に規定する実績報告が行われたものとみなす。

2 第5条第2項及び前条第2項の通知により規則第15条に規定する確定通知を行ったものとする。

（補助金の請求及び交付）

**第7条** 第5条第2項及び第5条の3第2項による通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、速やかに山武市結婚新生活支援補助金交付請求書（別記第4号様式）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に交付対象者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

**第8条** 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

**第9条** 交付対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

**第10条** 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成29年4月1日告示第27号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成30年4月2日告示第50号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の山武市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、平成30年1月1日から適用する。

**附 則** (平成30年9月27日告示第140号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の山武市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、平成30年1月1日から適用する。

**附 則** (平成31年3月28日告示第40号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の山武市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、平成31年1月1日から適用する。

**附 則** (令和2年3月18日告示第7号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年3月26日告示第53号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年3月30日告示第38号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1項第1号及び第4条第3項中「申請年度の4月1日から3月末日まで」とあるのは、令和4年度における申請に限り、「申請年度の前年度の1月1日から申請年度の3月末日まで」とする。

**附 則** (令和5年3月31日告示第50号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の山武市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の山武市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月12日告示第25号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。